

(仮訳)

日本国経済産業省とインド共和国電子IT省との間の
日印デジタル・パートナーシップ2.0に係る協力覚書

この協力覚書は、2025年8月25日に日本国経済産業省(METI)とインド共和国電子IT省(MeitY)(以下、個別には「当事者」、合わせて言及する際は「両当事者」という)の間で、日本国総務省(MIC)、文部科学省(MEXT)、デジタル庁(DA)、またインド共和国側は必要に応じて、随時、同等の省庁といった両国の関係省庁と、共通した認識の下、日印経済関係の発展のため、デジタル分野における幅広い協力を推進することを目的とする。

(両当事者は)以下の認識に達した。

第1条：総論

画期的なテクノロジーの新時代に向けて、ハードウェアとソフトウェアのシームレスな統合は先進的な機械学習/人工知能(AI)/IoTソリューションといった社会の発展を牽引する技術の開発において必要不可欠となる。これらの最先端分野における先駆的な連携を通じて、インドと日本は先見性のあるパートナーシップを作り上げ、互いの強みを活かすことができる。インドと日本との間の経済的な結びつきは投資の増大により強化されるが、更なる成長の余地は大きいと言える。これらの領域を拡大することで、日本企業はインド企業と「世界市場に向けた戦略的パートナーシップ」を構築することができ、技術進歩の最前線に立つことができる。

両当事者は、互いの強みや長所を踏まえ、半導体エコシステム、AI、デジタル企業連携、デジタル公共インフラ(DPI)、デジタル人材、研究開発協力、スタートアップ&イノベーション及び次世代ネットワークのためのセキュリティといった双方に有益な分野における合同での努力にコミットする。

協力活動を多様化し、協力分野を拡大していくため、「日印デジタル・パートナーシップ」が両当事者によって強化される。

第2条：協力の内容

1. 半導体エコシステム

この半導体エコシステムの段落は、2023 年 7 月 20 日に MeitY と METI が署名した半導体サプライチェーンパートナーシップを強化するための「協力覚書」に基づくものである。先端産業やデジタル技術における半導体の重要な役割を認識し、本協力覚書は両国間のコミットメントの強化を目的としたものである。

- 先端パッケージを含め、先進的な半導体研究分野における研究開発を推進するために、両国の主要な半導体研究機関/センター間の更なる連携を追求する。
- 半導体分野及び関連する半導体機器、半導体グレードの素材、特殊化学品やガス等のサプライチェーンにおける両国間の投資を促進する。
- 日本における次世代半導体の発展の重要性を認識し、インドにおける半導体製造を促進する意図を踏まえて、両国の強みを活かして、半導体サプライチェーンの強靱化を促進する。
- ディ스플레이エコシステム分野における将来の協力可能性を検討する。

2. 人工知能 (AI)

- インドと日本は、SDG 目標達成のために、安全、安心で、責任のある、人間中心で信頼できる AI の実現に向けて、共に継続して取り組む。
- AI に関するグローバルパートナーシップ (GPAI) や広島 AI プロセス・フレンズグループ、国連及び AI 安全性サミットといった様々な多国間会合において、より一層緊密な連携を図る。
- 具体例として、以下のみに限定するものではないが、AI フレームワーク及びガバナンス構造、機械学習モデル、AI の活用事例、AI 人材、計算資源並びに偏見、説明責任、透明性等の懸念への対応を含めたデータガバナンス原則及びメカニズム等、AI 周辺での知見共有や協力の機会を探求する。
- AI の開発ライフサイクル全体を通じて、強固なプロトコル、継続的なモニタリング、相互運用可能な基準を統合することで、AI セキュリティと AI 安全性を確実にするための合同プログラムを検討する。
- AI セーフティ・インスティテュートの設立における協力を模索し、AI の安全性に関する評価手法、テスト、ベンチマーク及び標準の研究及び促進において協力する。
- 経済安全保障における AI の戦略的重要性を理解し、信頼できる AI

エコシステムを強化する目的で、ソフトウェア、ハードウェア及びデジタルインフラを含む AI 技術スタックの発展を促進するための、それぞれの政策での協力を探求する。この協力には、AI 技術スタックの信頼できる開発及び配置のためのあり得べき枠組みに係る議論が含まれるが、それに限定されるものではない。

3. デジタル企業連携

本協力覚書は、ハードウェアとソフトウェアの間の境界線が徐々に曖昧になる中で、新興技術の時代における協力の重要性を強調するもの。このパートナーシップは、共創の文化を強化することにより、世界市場において革新的なソリューションを開発するためにハードウェアにおける日本の強みとソフトウェアにおけるインドの専門性を活かすことを目的とする。

- 両当事者は、日印の IT 及び新興技術分野の企業間のマッチメイキングのためのイベントの開催に向けて取り組む。
- AI、IoT、マイクロエレクトロニクス、ストレージ及びその他新興技術分野において民間主導の共同の取組みを検討し、日印デジタル・パートナーシップの下でこれらの分野の特別な協力を実施する。
- 両当事者は、世界市場のための革新的な製品やソリューションを開発するために、ハードウェアとソフトウェアにおけるそれぞれの強みを活かしつつ、BtoB 協力の促進及び「共創」の文化の醸成に努める。
- 両当事者は、研究開発ネットワークを通じ、新興技術における協業の可能性を検討する。両国間の協力は、研究開発交流、大学間パートナーシップ、民間投資、共に革新・成長するという強い意志を示すこと等を通じて強化される。
- インド側は、インセンティブスキームを含む支援措置により、エレクトロニクス・IT 分野での対印投資を支援し、日本もまた JETRO を通じてインドによる対日投資を支援する。

4. デジタル公共インフラ (DPI)

デジタル公共インフラ (DPI) は、安全かつ相互運用可能な共有デジタルシステム群として定義され、オープンスタンダードに基づくものであり、社会規模で公的及び/又は民間サービスへの公平なアクセスを提供し、適切な法的な枠組みによって規制され、開発、包摂、革新、信頼及び競争を牽引することを可能とするものである。

両当事者は以下の点について一致した。

- DX を加速させる政策、規則、規制の好事例を共有する。
- 経験共有や技術的知見の交換等で協働すること。そして、持続可能かつ包括的な開発のために、合意された場合にはデジタル ID や同意に基づくデータ共有メカニズムを含む DPI ソリューションの導入の追求を行う。
- 相互に合意された金融、農業、交通、教育、ヘルスケア、銀行業等の重要優先分野における DPI ソリューションの開発及び導入において協力する。
- 知見の交換やデジタル決済システムを含む DPI の経験について議論を継続する。
- 第三国において DPI 関連技術を共同で実装することに関する将来の協力可能性を検討する。

5. デジタル人材

- 両当事者は、半導体エコシステム領域における世界レベルの人材開発のために、日印の間で人材と労働力開発のイニシアチブを実施する。
- 両当事者は、インドの大学における日本企業による教育プログラムや授業の提供の拡大可能性について検討する。
- 両当事者は、寄付講座（JEC）でも実施されていたような日本企業がインドの学生を受け入れるインターンシッププログラムの支援及び促進を行う。逆もまた同様。
- 日本側は、日本企業がインドの優れた IT 人材を採用するために、2018 年からインド工科大学ハイデラバード校（IIT-H）において実施されているようなジョブフェア（日本キャリアフェア）をインドにおいて開催する。
- 日本側は、高いスキルを有するインド人の専門家について、審査の結果、要件を満たしている限りにおいて、高度専門職の在留資格や永住許可を適切に付与する。
- 経済成長及びイノベーションを促進するために、デジタル分野に関する労働者の訓練、スキルアップ、リスキリングに関する経験を共有する。
- 合同で AI を含む新興技術の人材能力開発に係るワークショップ、セミナー、教育プログラムを開催する。

6. 研究開発協力

- 両当事者は、Society5.0 という日本における重点的な考えと、社会便益のために AI と新興技術のエコシステムを生み出すためのインドの取組との間で生まれる様々なシナジーに関して、専門知識と経験を積極的に共有する。
- スーパーコンピューター（HPC）、AI、IoT、量子コンピューター等の新興技術における協力と研究を強化する。
- 日印の研究機関の間での合同プログラム（産業目的での研究やイノベーション）や世界的な課題、社会的な課題に取り組む新たなパートナーシップを支援する。
- デジタル技術を用いることで、ヘルスケア、教育、農業等の重要分野における問題解決策を発見するプロジェクトを支援する。

7. スタートアップ連携

「日印スタートアップ・イニシアチブ」は、ベンガルールに日印スタートアップハブを設立することを含め、2018 年 5 月 1 日に METI と MeitY との間で合意されたものであり、イノベーター、スタートアップ及びディープテッククリエイターたちに対し、新たなパートナーシップのために共同開発モデルや商業化への道筋を検討する機会を提供するものである。

- スタートアップの交流プログラムやメンターシップワークショップ、VC との連携を通じ、両当事者のスタートアップエコシステム間の協業を通じたイノベーションを強化する。
- 両当事者は、各々の国の企業、スタートアップ企業、投資家、ベンチャーキャピタルで構成されるミッションを相手側に派遣することを検討し、日本側の担い手の参加を得て、インドのスタートアップ企業に投資するためのファンド創設を奨励する。
- 新興技術に関するイノベーションや調査のための卓越した研究拠点（CoE）の経験や好事例について意見交換を行う。
- 日本側は選ばれたインドのスタートアップ企業を日本最大のスタートアップ会合に招待することを検討し、プレゼンテーションや日本企業とのマッチングの機会を提供する。逆もまた同様。

8. 次世代ネットワークのためのセキュリティ

- 両当事者は、能力構築や訓練を含め、サイバーセキュリティにおいて協力する。

- 確立されたメカニズムを通して、CERT 間の協力活動の促進及びその検証を行う。
- サイバーセキュリティの基本的な発展及び認証プロセスを含む適合性評価における協力を促進する。
- サイバーセキュリティの好事例の共有、実施を行う。

第3条：実施

- i) METI と MeitY は、主管の機関として、適切な仕組みを通じて協力覚書の実施のための調整を行う。
- ii) 緊密なやりとりを行うため、両当事者は、対面での会議やビデオ会議により「デジタル・パートナーシップ」に係る定期的な協議を行う。
- iii) この協力覚書に下にある組織は、日印の他の諸機関の間でなされた約束を踏まえ、適切に調整を行う。

第4条：資金

この協力覚書に定められる協同の取組の実施如何は、資金、人員、その他のリソースが利用できるかに左右される。この協力覚書のもとで協同の取組を実施するために発生する費用は、両当事者の書面による特段の合意がない限り、それぞれの側が充当することが期待される。

第5条：機密保持

本協力覚書に際して取り交わされる全ての情報及び文書は、当事者が機密保持義務を負い、当該情報及び文書を提供する当事者（以下「開示当事者」という）が定める条件に沿ってのみ用いられるものとする。情報や文書を受け取った当事者（以下「受領当事者」という）は、開示当事者の事前の書面による同意を得た場合を除き、受領した情報や文書を本協力覚書で指定された目的以外に用いないものとする。

第6条：知的財産権

各当事者は本協力覚書の協力追求によって生成された知的財産権について、それぞれの法律、規則及び規制並びに両当事者が締結している適用さ

れる多国間協定に沿って適切に保護する。

第7条：期間と終了

- i) この協力覚書は、両当事者による署名の日から開始し、5年間継続する。
- ii) この協力覚書は、両当事者の書面による同意の意思表示により更新される。
- iii) いずれか一方の当事者は、他方に対して、60日前に、書面により通知することで、この協力覚書を停止することができる。
- iv) この協力覚書は、両当事者の書面による同意によりいつでも修正することができる。この修正は、両当事者によって決められた日から開始する。
- v) この協力覚書の履行の解釈に係る争いについては、両当事者間の協議又は交渉により友好的に解決される。

この協力覚書は、新たに法的な義務を課さない、又は権利を与えない。
一切の法的義務や権利を新たに発生させない。

2025年8月25日に、英文原本2通が署名された。

日本国 経済産業大臣
武藤 容治

インド共和国 電子IT大臣
アシュウィニ・ヴァイシュナウ